



2023年4月17日

各 位

会 社 名 中 本 パ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 田 淳
(コード番号：7811 東証プライム市場)
問 い 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 ・ 経 営 企 画 部 吉 田 卓 司
(TEL. 06-6762-0431)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更
並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、2023年5月30日開催予定の第35回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、当該定時株主総会において、定款の一部変更並びに監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名の選任を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

今般、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2023年5月30日開催予定の第35回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い必要となる、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ② その他、上記の変更等に伴う条数の変更及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、【別紙】のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

- ①定款変更のための株主総会開催日 2023年5月30日(火)(予定)
②定款変更の効力発生日 2023年5月30日(火)(予定)

3. 役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

氏名	現役職
中本 高志	代表取締役会長
河田 淳	代表取締役社長
木戸 弘	専務取締役 パッケージング事業本部長
羽淵 英彦	取締役 管理本部長
吉田 剛治	取締役 パッケージング事業本部関西営業部長
栗山 浩幸	取締役 プロダクト事業本部生産事業部長

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職
白井 操	社外取締役
南 信男	社外取締役
芦田 一志	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職
寺尾 一弘	常勤監査役

(4) 退任監査役

(2023年5月30日に開催予定の当社第35回定時株主総会終結の時)

氏名	現役職
寺尾 一弘	常勤監査役
中村 吉伸	社外監査役

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第6条 (条文省略) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>1、 (条文省略)</p> <p>2、 (条文省略)</p> <p>3、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1、取締役会</p> <p>2、監査等委員会</p> <p>3、会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>1、 (現行どおり)</p> <p>2、 (現行どおり)</p> <p>3、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名、<u>並びに</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、監査役が異議を述べたときを除き、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の設置等)</p> <p>第 30 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 第35回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

以上